1月20日、「独立行政法人の制度及 び組織の見直しの基本方針」が、また 24日には、「特別会計改革の基本方 針」がそれぞれ閣議決定されました。 林野庁関係部分の内容を紹介します。

### 特別会計及び 独立行政法人の 改革に関する基本方針

### 特別会計改革の基本方針

行い、平成24年度中にその結論 に行うものとする。 所要の制度改正を平成25年度中 を得るものとし、これを踏まえ、 移管についての検討を早急に とする。 森林 平成26年度中に廃止するも 保険 国以外の実施主体 特別会計に 0 61 7

# 国有林野事業特別会計

おりご利用できます。 険が移管されるまでの間、 ご検討の皆様方には、

通常国会に提出するものとする。 を内容とする法案を平成24年の を承継するものとする。これら 会計(仮称)を設置し、当該債 とする。ただし、債務を国民 止し、一般会計へ移管するもの ては、平成24年度末において廃 め、国有林野事業債務返済特別 て返済することを明確にするた 負担とせず、林産物収入等によっ 国有林野事業特別会計につ

### 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

森林国営保険加入者及び加入を

森林国営保

従前ど

機能も様々であることか 多種多様な事務・ こともあり得ます。 て、それぞれの類型に即 振興型等7つに類型化 して、研究開発型、 れに期待される政策実施 を実施しており、 しない法人もあり)。 したガバナンスを構 いずれの類型にも該 各法人の特性に着目 1つの法人に複数 ナンスが適用され それぞ 事業 文化 築 

## 農林漁業信用基金

○民間等からの出資の整理等を 含め関係者と協議の上、特殊 た、金融庁検査を導入する。 会社化について検討する。

めたものです。 ず この基本方針 かつ一体的に見直 Oべき措置をとりまと 律の現行制度と全法 のあり方を抜本 Ę

事務・ 達成法人」と「行政執行 違い等に鑑み、「成果目 付けられる法人を、 人」の二つに分類。 新たな法人制度に位 国の関与のあり方の 事業の特性を踏ま 、その 標 置

《行政事業型》

成果目標達成法人は、

により行う法人類型 補助金等の使途が定められた財源 個別の法令に規定された事業を、

### 森林総合研究所

森林保険特別会計

)研究開発型の成果目標達成法 人とする。

○水源林造成事業等に を適用する。 は、行政事業型のガバナンス いつい 7

### 《研究開発型》

事務・事業を実施し、公益に資す 専門性等を有する研究開発に係る る研究開発成果の最大化を重要な 政策目的とする法人類型 法人の主要な業務として、